

認定官任命(一名)

内閣人第 四一號

起案

令和元年八月一日

裁可	上奏	決定	令和元年八月二日
令和	令和	令和	年月日

施行	令和	令和	年月日
令和	令和	年月日	年月日

内閣總理大臣

内閣官房長官

内閣官房副長官

内閣總務官

原大

正

五

五

内閣總務官

原大

正

麻生 国務大臣

根本 国務大臣

岩屋 国務大臣

官腰 国務大臣

石田 国務大臣

吉川 国務大臣

片山 国務大臣

茂木 国務大臣

山下 国務大臣

世耕 国務大臣

国務大臣

山本 国務大臣

河野 国務大臣

石井 国務大臣

鈴木 国務大臣

渡辺 国務大臣

柴山 国務大臣

原田 国務大臣

平井 国務大臣

林道晴

最高裁判所判事に任命する

高等裁判所長官

林

道晴

内閣

(九月二日予定)

内閣

裁判所									
年号		出生地		現住所		本籍		氏名	年月日
月	日	年	号	月	日	年	号		
六二	六〇	五七	五四	一〇	八	司法試験第二次試験合格	事	はやし	昭和三十二年八月三十一日
四九	八	四四	三	八	東京大学法学部卒業	司法試験管理委員会	項	林みち	はる
一七	一	一二	二八	司法試験第二次試験合格	司法試験管理委員会	昭和三十二年八月三十一日	はやし	道晴	はる
最高裁判所事務総局民事局付を免ずる	最高裁判所事務総局民事局付を命ずる	東京地方裁判所判事補に任命する	司法修習生の修習終了	司法修習生を命ずる	最高裁判所	最高裁判所	名	はやし	はる
最高裁判所	法務省	最高裁判所	内閣	内閣	最高裁判所	最高裁判所	庭	はやし	はる

裁判所												年号	月	日	事項	府名
2丁	昭和六二															
二	平成元	厚生事務官（年金局企業年金課主査）	厚生事務官（年金局企業年金課主査）	厚生事務官（年金局企業年金課主査）	厚生事務官（年金局企業年金課主査）	厚生省										
四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	年金局企業年金課課長補佐に併任する	年金局企業年金課課長補佐に併任する	年金局企業年金課課長補佐に併任する	年金局企業年金課課長補佐に併任する	年金局
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	年金局企業年金課主査の併任を解除する	年金局企業年金課主査の併任を解除する	年金局企業年金課主査の併任を解除する	年金局企業年金課主査の併任を解除する	年金局
兼ねて札幌家庭裁判所判事補に補する	札幌簡易裁判所判事に補する	年金局企業年金課課長補佐の併任を解除する	年金局企業年金課課長補佐の併任を解除する	年金局企業年金課課長補佐の併任を解除する	年金局企業年金課課長補佐の併任を解除する	年金局										
兼ねて札幌家庭裁判所判事補に補する	札幌簡易裁判所判事に補する	年金局企業年金課課長補佐の併任を解除する	年金局企業年金課課長補佐の併任を解除する	年金局企業年金課課長補佐の併任を解除する	年金局企業年金課課長補佐の併任を解除する	年金局										
内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	厚生省	厚生省	厚生省	厚生省	厚生省
最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	法務省	法務省	法務省	法務省	法務省

林道晴

裁判所												年号	月	日	項	名	
3丁			平成四			平成四			平成四								
			一一	九		八	七		五			東京地方裁判所判事補に補する					
			七	八		八	一	八	七	一	五	東京簡易裁判所判事に補する					
			一	一七		一	二	一七	一七	一	五	最高裁判所事務総局民事局参事官を命ずる	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	
兼ねて最高裁判所事務総局広報課付を命ずる	最高裁判所事務総局民事局第一課長を命じ	最高裁判所事務総局民事局第二課長を命じ	最高裁判所事務総局民事局第三課長を命じ	最高裁判所事務総局民事局幹事に任命する	最高裁判所民事規則制定諮詢委員会幹事に任命する	最高裁判所民事局参事官を免じ	最高裁判所事務総局民事局第二課長を命じ	最高裁判所民事局参事官を免じ	最高裁判所民事局参事官を免じ	最高裁判所民事局参事官を免じ	最高裁判所民事局参事官を免じ	最高裁判所民事局参事官を免じ	最高裁判所民事局参事官を免じ	最高裁判所民事局参事官を免じ	最高裁判所民事局参事官を免じ	最高裁判所民事局参事官を免じ	
最高裁判所				法務省	法務省	法務省	法務省	法務省	法務省	法務省	法務省	法務省	法務省	法務省	法務省	法務省	法務省

林道晴

6丁		裁判所						最高裁判所	林道晴
年号	月	日	事項	序名					
平成二一	八	三	司法研修所事務局長を免ずる						
			最高裁判所事務総局民事局長を命ずる						
			兼ねて最高裁判所事務総局行政局長を命ずる						
二二	九	一七	司法修習委員会幹事を免ずる						
七	三〇	三	最高裁判所民事規則制定諮詢委員会委員に任命する						
七			願いにより中央教育審議会専門委員を免ずる						
			法制審議会臨時委員に任命する（国際裁判管轄法制部会）						
最高裁判所事務総局民事局長を免ずる									
最高裁判所事務総局行政局長の兼務を免ずる									
最高裁判所事務総局經理局長を命ずる									
最高裁判所			法務省						

8丁

裁判所

平成二六年九月一二日

事

項

序

林道晴

名

東京高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する

最高裁判所

最高裁判所首席調査官を命ずる
最高裁判所裁判所幹事を命ずる最高裁判所判例委員会幹事を命ずる
最高裁判所図書館委員会委員を命ずる最高裁判所図書館委員会委員を命ずる
最高裁判所幹事を命ずる最高裁判所長官に任命する
東京高等裁判所長官に補する最高裁判所判例委員会幹事を免ずる
最高裁判所図書館委員会委員を免ずる

二 法制審議会委員に任命する

法務省

最高裁判所

内閣

三〇

二八

一一

一

一四

九